

京信宝くじ付定期預金（3年変動金利型）規定

京都信用金庫 松井山手支店

第 1 条 取扱店舗

「京信宝くじ付定期預金(3年変動金利型)」(以下「この預金」といいます。)は松井山手支店(以下「当店」といいます。)のみで取扱っており、取扱店舗の変更はできません。

第 2 条 預入金額

この預金の1口あたりの預入金額は、1百万円、3百万円、6百万円、9百万円、1千5百万円の5通りとします。

第 3 条 預入期間

この預金の預入期間は3年です。

第 4 条 証書、通帳の発行

この預金は通帳式定期預金とし、証書の発行はいたしません。

第 5 条 総合口座取引

この預金は「総合口座取引規定(普通預金「無利息型」を含む)」にかかわらず、総合口座として利用することはできません。

第 6 条 自動継続

1. この預金は通帳記載の満期日の3年後の応当日を新たな満期日とした京信宝くじ付定期預金(3年変動金利型)に自動継続します。継続された預金についても同様とします。但し、2021年11月1日以降に満期日を迎える定期預金は、変動金利定期預金(期間3年)に自動継続します。以降継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金の満期日以降に支払います。

第 7 条 証券類の受入

1. 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
2. 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ本店で返却します。

第 8 条 適用利率

1. 預入日または継続日における利率
預入日(継続の場合は継続日)(以下、「預入日」といいます。)当日の預入期間6ヵ月のスーパー定期(預入金額が1千5百万円の場合は大口定期)の店頭表示利率に当金庫所定の利率(以下、「上乗せ利率」といいます。)を加えた利率とします。
2. 利率の変更
利率は預入日から6ヵ月毎に変更します。預入日から6ヵ月毎の応当日における利率は、預入日から6ヵ月毎の応当日における預入期間6ヵ月のスーパー定期(預入金額が1千5百万円の場合は大口定期)の店頭表示利率に上乗せ利率を加えた利率とします。
3. 上乗せ利率
上乗せ利率は、預入日により異なりますが、預入日に適用した上乗せ利率は、最初に到来する満期日までは変わりません。
4. 前1項から3項における利率算定方式は金融情勢の変化等により変更することがあります。なお、利率算定方式を変更した場合、新しい利率算定方式は変更日以降に継続される預金から適用します。

第 9 条 利息

1. この預金は利払式のみでの取扱いとします。利息は、預入日から満期日の前日までの日数および第 8 条の利率によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、満期日（満期日が窓口休業日（土曜日・日曜日・祝日等）の場合は翌窓口営業日）に一括して、ご本人名義の当店普通預金口座に入金します。
2. この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

第 10 条 一部支払の取扱い

この預金は、一部支払の取扱いは行いません。

第 11 条 預金の解約、書替継続

1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
2. この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印のうえ通帳とともに各店舗窓口へ提出してください。

第 12 条 満期前解約の取扱い

この預金を第 11 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6 ヶ月以上 1 年未満 | 約定利率 × 40% |
| ③ 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満 | 約定利率 × 50% |
| ④ 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満 | 約定利率 × 60% |
| ⑤ 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満 | 約定利率 × 70% |
| ⑥ 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満 | 約定利率 × 90% |

満期前解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率を適用します。

第 13 条 満期前解約後の預入れ制限

この預金が満期前解約された場合、預入期間中に「京信宝くじ付定期預金景品規定」に基づく宝くじを 1 回でも受領されている場合は、取引の公平性を確保するため、当該預金の満期日までは、「京信宝くじ付定期預金」の再度の預入れをお断りすることがあります。

第 14 条 その他の預入れ制限

取引の公平性を確保するために、第 13 条のほか、以下の場合は預入れをお断りすることがあります。

1. 名義借り
前条の預入れ制限を回避するために家族、知人などの名義を借りた預入れであると当金庫が判断する場合
2. 不確実な資金
契約日から満期日までの 3 年間、預入れが難しい資金と当金庫が判断する場合
3. 公平性を害する取引
その他取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断する場合

第 15 条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2021年4月20日現在